

予習課題

張振海事件（【資料 2】）と同様の事件が再び発生したとする。以下の【資料 1】および【資料 2】を踏まえた上で、実行犯の中国への引渡しを拒否すべきとの主張をせよ。

【資料 1】自由権規約人権委員会個人通報見解 Kindler v. Canada (1993 年),
CCPR/C/48/D/470/1991

アメリカ合衆国で殺人事件を起こしてカナダに逃亡した犯罪人の米国への引き渡し
が自由権規約に反すると主張された事例。米では死刑が科される可能性があり、また、
非人道的取り扱いがなされる恐れがあるとも主張された。委員会は、以下の通り、その
ような場合になされる引き渡しがカナダによる自由権規約違反を発生させ得ることを
一般論としては認めつつ、当該事件の事実関係に基づき、カナダによる自由権規約違反
はないとの見解を示した。

6.1 During its 45th session in July 1992, the Committee considered the admissibility of the communication. It observed that extradition as such is outside the scope of application of the Covenant, but that a State party's obligations in relation to a matter itself outside the scope of the Covenant may still be engaged by reference to other provisions of the Covenant. The Committee noted that the author does not claim that extradition as such violates the Covenant, but rather that the particular circumstances related to the effects of his extradition would raise issues under specific provisions of the Covenant. Accordingly, the Committee found that the communication was thus not excluded *ratione materiae*.

6.2 The Committee considered the contention of the State party that the claim is inadmissible *ratione loci*. Article 2 of the Covenant requires States parties to guarantee the rights of persons within their jurisdiction. If a person is lawfully expelled or extradited, the State party concerned will not generally have responsibility under the Covenant for any violations of that person's rights that may later occur in the other jurisdiction. In that sense a State party clearly is not required to guarantee the rights of persons within another jurisdiction. However, if a State party takes a decision relating to a person within its jurisdiction, and the necessary and foreseeable consequence is that that person's rights under the Covenant will be violated in another jurisdiction, the State party itself may be in violation of the Covenant. That follows from the fact that a State party's duty under article 2 of the Covenant would be negated by the handing over of a person to another State (whether a State party to the Covenant or not) where treatment contrary to the Covenant is certain or is the very purpose of the handing over. For example, a State party would itself be in violation of the Covenant if it handed over a person to another State in circumstances in which it was foreseeable that torture would take place. The foreseeability of the consequence would mean that there was a present violation by the State party, even though the consequence would not occur until later on.

【資料 2】張振海事件

北京発上海経由ニューヨーク行きの中国国際航空機がハイジャックされ、福岡空港に着陸した。実行犯は、天安門事件に関わっていたこと、及び、中国に送還されるならば天安門事件への関与を理由に不当な待遇を受けることを主張した。

東京高等裁判所平成 2（1990）年 4 月 20 日決定

逃亡犯罪人を引き渡すのが相当か否かの審査・決定は、法上、法務大臣がその権限と責任において行うべきものと定められている（法第四条、第一四条）。それは、逃亡犯罪人の引渡しは、通常、請求国に対する外交的配慮、国内の法秩序維持上の必要、当該逃亡犯罪人の人権保護その他の行政的判断を総合考慮してなされるものであり、本来行政機関がその責任において最終的、総合的判断を行うべき事務であるという事柄の性質上、当然のことと考えられる。ただ、法は、引き渡すのが相当であるか否かを行政機関の裁量的判断のみに委ねず、引渡しを相当とするためには、あらかじめ法律で一定類型の制限規定を定め、個別の事案がそれに触れていないかどうかについてさきに司法機関の判断を経由することとしているのである（法第八条、第九条、第一〇条）。問題がすぐれて人権に関する法律判断であることに着目しての手続規定である。したがって、この場合、司法機関の判断は、審査対象となっている個別の事案が、引渡しを制限する規定に触れていないかどうか、具体的には法第二条各号が挙示する引渡し制限規定のいずれかに該当しないかどうかの点に関してなされるにとどまり、法が定める右の制限規定に触れていない場合に、総合的な見地から見て引き渡すのが最終的に相当であるか否かの判断には及ばないのである。すなわち、司法機関が、個別事案につき審査した結果、これを引渡しえないものとしてあらかじめ法定されている類型にあたると判断した場合には、その判断に行政機関も拘束されるから、いかに行政機関が外交的配慮や国内の法秩序維持上の必要、その他の行政的判断を総合考慮して引き渡すのを相当であると考えたとしても、引き渡すことはできないこととなる。しかし、逆に、司法機関が、引渡しの制限規定にあたらないと判断した場合には、これによって引き渡すことに国内法上の制約はないことが明らかとなり、以後行政機関としては、引き渡すかあるいは引き渡さないかをその裁量に委ねられた状態となるので、関係の行政機関、具体的には法務大臣がその当否に関する最終的判断をすることとなる。逃亡犯罪人を引き渡すのが相当であるか否かの点は、わが国の関係法上は、以上に述べた意味において、行政機関がその立場から最終判断をすべきこととされているのである。

【中略】

補佐人の意見書中には、わが国が批准している「市民的および政治的権利に関する国際規約」（いわゆる国際人権B規約）第七条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と定めているから、本人を中

国に引渡した場合に同人が同国において右規約の趣旨に反する扱いを受けることが予見されるときは、わが国としてはこれを中国に引き渡してはならない、また、中国における刑事裁判手続は「公正な裁判を求める国際的な準則」を保障しておらず、本人を同国に引き渡すことは、その過程で非人道的な取扱を受けるおそれが強く、前記国際規約の趣旨に同様に反することとなるから、その点からも本人を中国に引き渡してはならない、労働矯正処分制度の運用に関しても同様のことがいえると主張する点がある。そして、そのような場合の逃亡犯罪人引渡法上の対応措置について、右のような事由は、現行の法第二条各号に掲げられておらず、直接の規定を欠いているが、法の規定は、憲法が条約及び確立された国際法規の誠実な遵守を定めていること及びこれによって尊重されるべきこととなる前記国際規約の内容と抵触しないように解釈、運用されるべきものであるから、その立場からすれば、法第一〇条第一項第二号の「逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合」に該当するとの解釈、運用をすべきである、というのである。

国際人権規約が要請するように、人権及び自由の普遍的尊重及び遵守はもとより当然のことであるし、本件においてもこれは当然の前提にしなければならない。そして、本件が、民間航空機に対するハイジャックであるという犯罪の性質上、犯人不引渡しの保護を受けることができないとしても、その結果本人の引渡し先となる中国の人権保護に関する一般的状態が前記人権規約の定める趣旨に反すると予見されるとき、その事態にわが国の逃亡犯罪人引渡法上いかに対応すべきかは、これとは別個に検討されるべき問題である。【中略】本人を引き渡した場合、その引渡し先となる国で国際人権規約の趣旨に反する扱いが生じるかも知れないことを予見しながら同国からの引渡しに応じることは、もとより引渡し行為自体に規約違反の性質はなくても、同規約を批准しているわが国の人権尊重の態度として首尾一貫するかどうかやはり一考を要する点である。

【中略】

ただ、わが国の逃亡犯罪人引渡法上、引渡しに関する審査は、裁判所及び行政府を代表する法務大臣の両者が分担する制度となっている。冒頭に述べたとおり、本件が法第二条で引き渡すことができないと定められている制限規定のいずれかに該当しないか否かの判断を裁判所がまず行い、つぎに、制限規定には該当しないと判断されたものについて、引き渡すのが相当であるか否か（引き渡すことの可否を含めて）を法務大臣が最終的に審査し、その権限において決定するものと定められているのである（法第十四条第一項）。そして、同法制定の当初から、裁判所が判断すべき法第一〇条第一項第二号にいう「逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合」とは、同法の文理上、引渡しの請求が引渡条約に基づかないものである場合には、もっぱら法第二条各号に該当する場合を指すと解釈され、引渡しの当否に影響するその他の事由、例えば当該犯罪がわが国において裁判権を行使しうるものである場合にこれを行行使しないことが相当であるかどうか、当該犯罪の性質が政治犯罪にあたらないとしてもこれに準ずるような性質のものでないかどうか、わが国と請求国とで法的評価が極端に異なるものでないかどうか、

逃亡犯罪人にかかる請求国の刑事手続が特に人権保障に欠けるものでないかどうか等の点についての判断は、法務大臣の審査・決定事項とされてきたのである。それは、将来の事実の予測を内容とすることであるから、証拠による司法的認定に適さず、むしろ行政的判断に適していると考えられたためであろう（人権条約によって設置されている人権裁判所などとは、設置の趣旨も、権限の範囲、性質も異なっているから、同じに考えることはできない。）。補佐人が指摘する前記の諸点は、将来の事実の予測に掛かる点でこれらと同質の問題と考えられる。当裁判所がその点の審理に深入りしなかった理由の一つはその点にもあり、さきに述べた審査手続における判断権限の分担の枠組みを個々の事案によって動かすことはできないと考えたためである。補佐人の意見中に、中国では捜査、裁判に付随して人権侵害の事実があるとの主張があるからといって、それを法制上認めているわけでもない相手国内の実情調査をこの手続内ですべきものとは考え難い。したがって、本件の犯人を、人権保護に関する一般的事実状態に問題があり、国際人権規約の定める趣旨に反する扱いがされるかも知れないとの疑いが解消されない国へ引き渡すことが、同規約を批准しているわが国の態度として相当であるか否かの点について、当裁判所は直接判断したり触れたりするものではないが、なお事柄の重要性に鑑み、当裁判所の審理に現れたかぎりでこれを指摘し、その点の慎重な審査・決定は、法の定める手続きによって処理されるべきものとする。